

# 長野県知事選挙で

令和8年7月  
佐久市選挙管理委員会

## 滞在地での不在者投票を希望する方へ

佐久市の選挙人名簿に登録されている方で、選挙期間中、佐久市以外の市区町村に滞在中の方は、佐久市選挙管理委員会に投票用紙を請求の上、滞在地の市区町村選挙管理委員会にて不在者投票をすることができます。

### ① 請求

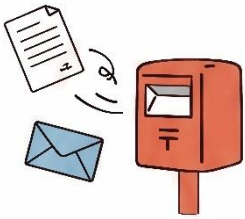


『宣誓書(兼請求書)』をダウンロードの上、各欄に必要事項を記入し、佐久市選挙管理委員会へ直接又は郵送で投票用紙を請求してください。  
(送付先は下記のお問い合わせ先と同様です。)

マイナンバーカードを所有している場合は、総務省のマイナポータル「ぴったリサービス」から投票用紙のオンライン請求ができます。市ホームページのリンクからも、マイナポータルサイトにアクセスできます。

なお、令和8年4月23日以降に長野県内の他市町村へ転出した人で、そこに引き続き住所を有し、佐久市の選挙人名簿に登録されている人が、不在者投票を請求する場合は、必ず、県内の最寄りの市町村役場の市民課等で「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」の交付を受けて、「宣誓書(兼請求書)」と合わせて提出してください。

### ② 送付



佐久市選挙管理委員会に『宣誓書(兼請求書)』が届き、不在者投票理由があると確認できましたら、現住所(滞在地)宛てに投票用紙等を送付します。

《佐久市選挙管理委員会からお送りする書類(投票用紙等)》

◎投票用紙の交付について(手続きについての注意事項 1枚)

◎透明封筒 1式

- 投票用紙 1枚
- 不在者投票用紙の外封筒 1枚
- 不在者投票用紙の内封筒 1枚
- 不在者投票証明書(封筒に入ったもの 1枚)です。

**開封  
厳禁!!**

### ③ 滞在地 選管へ



投票用紙等がお手元に届いたら、それらを持って滞在地の市区町村選挙管理委員会にて投票します。

投票日当日(8/9)までに佐久市選挙管理委員会に投票用紙が届かないと無効になります。郵送期間を見込んで、お早めに滞在地の選挙管理委員会へお出かけください。

☆不在者投票の投票場所は、滞在地の市区町村選挙管理委員会になりますので、投票場所、時間等については、事前に滞在地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

### ④ 投票



滞在地の選挙管理委員会の係員の案内により投票します。

- ① 投票用紙に記載する。
- ② 投票用紙を内封筒に入れ、封をし、さらに外封筒に入れ、封をします。
- ③ 外封筒の表面に署名をします。
- ④ 滞在地の選挙管理委員会の係員へ提出してください。

### ⑤ 提出



滞在地の選挙管理委員会から、佐久市選挙管理委員会へ郵送されます。

お問い合わせ先:佐久市選挙管理委員会

〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地

TEL:0267-62-3502